

後期高齢者医療制度

保険給付について

令和6年7月16日発行

保険医療助成課

☎229-3285 FAX 229-5001

三重県後期高齢者医療広域連合

☎221-6883 FAX 221-6881

後期高齢者医療制度の対象者

後期高齢者医療制度の被保険者は、75歳以上の全ての人、65歳以上75歳未満で一定の障がいがあり、申請して認定を受けた人となります。

同医療制度の被保険者になるとそれまで加入していた公的医療保険(国民健康保険・会社の健康保険・共済など)から脱退することとなります。

● 資格取得(被保険者となる日)

後期高齢者医療制度の対象になる場合	資格取得日
75歳になったとき(①)	75歳の誕生日当日
65歳以上75歳未満で、一定の障がいのある人(②)	広域連合に障がい認定を受けた日
他県から転入したとき	転入日
生活保護を受けなくなったとき	生活保護の廃止日
県内の国民健康保険被保険者で、県外の住所地特例対象施設に入所する人が①②に該当するとき	①②と同じ



75歳になるとき、何か手続きは必要ですか？

手続きは不要です。75歳の誕生日に、後期高齢者医療制度の被保険者となり、それまで加入していた医療保険の資格は失います。

なお、後期高齢者医療制度の保険証は、誕生日の前月に送付します。

私は70歳で夫の会社の健康保険の被扶養者です。夫が75歳になり、後期高齢者医療制度の被保険者となりますが、私の医療保険はどうなりますか？



会社の健康保険を抜けて、国民健康保険等への加入手続きが必要です。ご家族が他に会社の健康保険などに加入しているときは、その被扶養者になることができる場合があります。詳しくは、会社またはご加入中の保険窓口へお問い合わせください。

後期高齢者歯科健康診査を受けましょう

対 象 三重県後期高齢者医療被保険者で、令和6年3月31日現在、75歳・76歳・77歳・80歳の人

受診券 7月下旬に三重県後期高齢者医療広域連合から発送

費 用 無料 ※ただし、2回目以降や健診結果に伴う治療などは全額自己負担



保険給付について

● 医療費を全額支払ったとき【療養費】

次のようなとき、申請し必要と認められた場合は、費用の一部が支給されます。

- 急病などで保険証を持たずに診療を受けたとき
- コルセットなどの補装具を作ったとき*
- 骨折や捻挫などで柔道整復師の施術を受けたとき
- はり・きゅう、マッサージなどの施術を受けたとき*

※医師の指示または医師が必要と認めた場合に限る

● 被保険者が亡くなったとき【葬祭費】

被保険者が死亡したとき、申請により葬祭を行った人に葬祭費として5万円が支給されます。

● 交通事故や傷害事件に遭ったとき

交通事故など、第三者の行為によってけがをして治療を受ける場合、原則として加害者が医療費を負担すべきもので保険診療の対象となりませんが、届け出により後期高齢者医療保険で治療を受けることができます。

● 人工透析など特定疾病の治療を受けるとき

申請により「特定疾病療養受療証」が交付された場合、毎月の自己負担額は医療機関ごと(入院・外来別)に1万円までとなります。